

大和市ハラスメント防止条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市ハラスメント防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指針)

第3条 市長は、職員のハラスメントの防止に関し、指針を定めるものとする。

(相談員)

第4条 条例第9条第1項の相談員は、市職員のうちから市長が指名する。

2 相談員は、6人以内とする。

3 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 相談員が欠けた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、次の業務を担当するものとする。

(1) 申出を受けること。

(2) 申出があった案件について、必要な助言を行う等相談業務を行うこと。

(3) 申出者の了承を得た上で、事実確認のための調査等、問題解決のための必要な措置を人事主管課長に要請すること。

(委員会の委員及び組織)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

6 条例第11条第3項に規定する職員は、人事主管部長及び人権主管部長とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席かつ有識者である委員1人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員は、申出に係る事案の当事者である場合は、その会議に出席することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人事主管課において処理する。

(委員会運営事項の委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(公表)

第9条 条例第14条第1項第1号に定める公表は、市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。